

## 特定事業主行動計画に基づく取り組みの実施状況の公表

(令和5年6月2日公表)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第21条に基づき、特定事業主行動計画の実施状況を公表するものです。

目標1 年次有給休暇の平均取得日数を12日とします。

※平均取得時間は前年からの繰越日数を含むが、平均取得率は繰越日数を含まない。

令和4年3月末退職者を除く。

区分		時間	目標 平均取得時間	目標設定時(令和4年) 平均取得時間	令和4年 平均取得時間	令和4年 平均取得率	《参考》 対象人数
一般 行政職	男		12日	9日 8時間	11日 3時間	55.76%	17人
	女		12日	10日 5時間	12日 6時間	60.83%	6人
全体			12日	10日 1時間	11日 6時間	57.11%	23人

目標2 健康診断の結果、要再検とされた職員の再検査受診率を100%とします。

※再検査（要精検、要治療）が必要だと判断された職員に対し受診勧奨を行う。

区分		時間	目標 再検査受診率	目標設定時(令和3年度) 再検査受診率	令和3年度 再検査受診率	《参考》 勧奨対象人数
一般 行政職	男		100%	100.0%	100.0%	8人
	女		100%	100.0%	100.0%	2人
全体			100%	100.0%	100.0%	10人